

第 3 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成30年6月22日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成30年6月22日(金曜日)

午前9時59分開議

午前11時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補  
正予算(第2号)

議案第3号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第11号 熊本県立学校条例の一部を改  
正する条例の制定について

議案第27号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第28号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第29号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第1号 平成29年度熊本県一般会計繰  
越明許費繰越計算書の報告についての  
うち

報告第5号 平成29年度熊本県一般会計事  
故繰越し繰越計算書の報告についての  
うち

報告第12号 専決処分の報告について

報告第16号 家庭教育支援の推進に関する  
施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
いて

報告事項

①【蒲島県政3期目】創造的復興に向け  
た重点10項目について

②熊本地震による被災文化財の復旧への  
取組み

③県立高校生徒の自死について

出席委員(8人)

委員長 高 木 健 次

副委員長 楠 本 千 秋

委員 山 本 秀 久

委員 小 杉 直

委員 鎌 田 聡

委員 池 田 和 貴

委員 田 代 国 広

委員 前 田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子

教育理事 山 本 國 雄

教育総務局長 野 尾 晴一朗

教育指導局長 牛 田 卓 也

教育政策課長 江 藤 公 俊

学校人事課長 手 島 和 生

社会教育課長 井 芹 護 利

文化課長 岡 村 郷 司

施設課長 猿 渡 伸 之

高校教育課長 那 須 高 久

義務教育課長 高 本 省 吾

特別支援教育課長 藤 田 泰 資

人権同和教育課長 徳 永 憲 治

体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 小 山 巖

警務部長 志 賀 康 男

生活安全部長 林 修 一

刑事部長 甲 斐 利 美

交通部長 古 庄 幸 男

警備部長 原 秀 二

首席監察官 熊 川 誠 吾

参事官兼警務課長 開 田 哲 生

参事官兼会計課長 平 良 俊 司  
理事官兼総務課長 米 満 幸 一

参事官

兼生活安全企画課長 中 島 真 一  
参事官兼刑事企画課長 中 川 英 幸  
参事官兼交通企画課長 森 教 烈  
参事官兼警備第一課長 星 原 茂 幸  
交通規制課長 大内田 朗 二

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂  
政務調査課主幹 西 野 房 代

午前9時59分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第3回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いしますが、効率よく進めるために、最初に一度立っていただいた後に、説明は着座で簡潔にお願いします。

初めに、小山警察本部長。

○小山警察本部長 警察本部長小山でございます。

委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって心から御礼申し上げます。

また、高木委員長ほか委員の皆様方には、大変お忙しい中、さきに実施しました熊本北合志警察署落成式、交通機動隊安全運転競技大会に御臨席いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、今回、県警察から提案申し上げ

ております3件の報告事項の概要について御説明いたします。

予算関係では、まず、報告第1号、平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、総額は4億2,700万円余で、主な内容としましては、警察施設整備事業等におきまして、計画、設計に関する諸条件の変更により、年度内の完了が困難となったために、繰り越したものを報告するものでございます。

次に、報告第5号、平成29年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書でございますが、総額は2億3,200万円余で、主な内容としましては、警察施設災害復旧事業等におきまして、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保や資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したために、事故繰越したものを報告するものでございます。

最後に、報告第12号でございますが、これは専決処分させていただきました5件の交通事故の和解についての報告でございます。

以上が今議会に提案申し上げております報告事項の概要でございます。

詳細につきましては、この後担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 次に、担当課長等から説明をお願いします。

平良会計課長。

○平良会計課長 会計課でございます。

それでは、予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

報告第1号、平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。主なものを申し上げます。

1 段目の警察施設維持管理費でございます。

翌年度繰越額は3億3,008万円余の明許繰り越しをしておりますが、これは、県庁警察棟の無停電電源装置更新工事ほか2カ所の工事に係るものでございます。

繰越理由は、資材や人員確保などの状況を踏まえた計画、設計に関する諸条件の変更により、年度内の完了が困難となったためでございます。

なお、以下の事業も、同様の理由でございます。

次に、2段目の警察施設整備費(単独事業)では、6,028万円余の明許繰り越しをしております。これは、大津警察署光の森交番新築工事ほか1カ所の工事に係るものでございます。

3段目の熊本北合志警察署整備事業費では、3,163万円余の明許繰り越しをしておりますが、これは熊本北合志警察署長宿舍の建築工事に係るものでございます。

これら4つの事業で7カ所分の工事となり、総額4億2,727万円余の繰り越しをしておりますが、うち4カ所は既に工事を完了しており、残る3カ所につきましても、年度内の完了を予定しております。

2ページ目をお願いします。

報告第5号、平成29年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

1段目の女性の活躍を促進する組織づくり推進事業費でございます。

翌年度繰越額は、238万円余の事故繰越をしております。これは、熊本東警察署健軍交番の女性用シャワー室設置工事に係るものでございます。

繰り越しの理由は、熊本地震の影響により、施工業者における技術者等の人員及び資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためでございます。

なお、以下の事業も、同様の理由でございます。

次に、2段目の警察施設整備費(単独事業)では、3,238万円余の事故繰越をしております。これは、熊本東警察署水前寺公園交番の外壁改修ほか1カ所の工事に係るものでございます。

次に、3段目の警察施設災害復旧費では、1億9,723万円余の事故繰越をしております。これは、熊本中央警察署ほか22カ所の災害復旧工事に係るものでございます。

以上、3つの事業で26カ所分の工事として総額2億3,201万円余の事故繰越となっておりますが、全ての事業につきまして、先月までに工事を完了しております。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊川首席監察官 監察課でございます。

監察課から、報告第12号議案について御説明いたします。

報告第12号、専決処分の報告についてであります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた5件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ御報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、資料の3ページから5ページに記載させていただいておりますとおおり、5件はいずれも物件事故として処理されており、また、相手方への賠償は、全て警察が加入している自動車保険で対応をしております。

なお、本年の公用車の交通事故の発生状況につきましては、5月末現在で警察側に責任のある事故が17件発生し、前年比ではマイナス11件の状況であります。

今後も引き続き、職員の事故防止の意識の啓発と指導、教養等、実効ある対策に取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○高木健次委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 教育長の宮尾でございます。

議案の説明に先立ちまして、委員の皆様方におわびを申し上げます。

先日6月19日に、県立高校の教諭が、児童福祉法違反の容疑で逮捕されました。子供たちの教育に携わる教職員としては、決してあってはならないことございまして、本当に申しわけないと思っております。早急に事実関係を把握し、厳正に対処する所存でございます。

今年度に入りまして、学校徴収金の横領による懲戒処分ですとか、PTA会費の流用の疑いなど、子供たちを初め、県民の皆様方を裏切るような不祥事が続いております。県教育委員会としましては、非常事態だと考えております。子供たちや保護者を初め、委員の皆様方並びに県民の皆様方に、心からおわびを申し上げます。

教育委員会といたしましては、失われた学校教育への信頼を回復するために、一丸となって綱紀の保持、服務規律等の確保に向けて取り組んでまいります。

また、先月には、県立高校の女子生徒がみずから命を絶つという、痛ましい事案もございました。

将来のあるとうい命が失われたということは、本当に残念でございます。悲しみにたえません。心から御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げます。

教育委員会では、当初から、御遺族のお気持ちに寄り添いながら、また、在校生の心のケアにも取り組みながら、丁寧に調査を進め

ております。

学校の基本調査を受けまして、昨日、ちょうど第三者による第1回目の第三者調査委員会——詳細調査でございますが、を会合したところでございます。

これにつきましても、後ほどその他の報告で御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明させていただきます。

座らせて、失礼いたします。

予算関係では、まず、議案第1号、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第2号)でございます。

社会教育課及び文化課の事業につきまして、4,400万円余の増額補正をお願いしております。

次に、議案第3号は、専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは、県立熊本はばたき高等支援学校の整備に係るもので、入札不調により工期を見直す必要があったことから、平成31年度に債務負担行為を追加するものでございます。

次に、報告第1号、平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

総額は52億4,200万円余で、県立学校施設災害復旧費などを計上しております。入札不調ですとか、設計に日数を要したことなどにより、年度内の完了が困難となったため、繰り越しを報告させていただくものです。

次に、報告第5号、平成29年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

総額は3,000万円余で、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保等が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、事故繰越したものを報告させていただきます。

次に、条例等議案です。

議案第11号は、現在整備中の——名称は案でございますが、県立熊本はばたき高等支援学校について、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定に係るものでございます。

また、議案第27号、28号、29号は、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係る専決処分報告及び承認に関するものでございます。

このほか、報告第16号として、家庭教育支援の推進に関する施策について御報告させていただきます。

以上が今議会に提案申し上げます議案等の概要でございます。

また、その他の報告事項として、熊本地震からの創造的復興に向けた重点10項目について、熊本城の復旧状況などを報告させていただきます。

詳細につきましては、各課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願います。

○高木健次委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

委員会説明資料の表紙、教育委員会と書かれたほうの資料をお願いいたします。

資料の2ページ上段をお願いいたします。

図書館費でございますが、1,624万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

1、事業費の(1)くまもと文学・歴史館の運営及び充実ですが、これは、本年11月から12月にかけて、県立図書館に併設しておりますくまもと文学・歴史館において開催を予定しております秋季特別展示会に要する経費でございます。

この展示会では、宮内庁の三の丸尚蔵館に

所蔵されております熊本にゆかりの深い旧御物「蒙古襲来絵詞」の里帰り展示を中心に、肥後の国ゆかりの竹崎季長や蒙古襲来に関連する資料等の展示を行う予定にしております。

絵詞の借用申請を宮内庁に出しておりましたが、貸し付け承認が今月になったこと、また、展示品の輸送に万全を期すため、早期に美術品運搬業者を確保する必要があることや、宮内庁とルート選定等の協議に十分な時間を確保する必要があることから、今回、6月補正でお願いするものです。

なお、この件に関して、本日午後、知事から、開催の経緯等について記者会見を行う予定にしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○岡村文化課長 文化課でございます。

同じく、説明資料の2ページ下段をお願いします。

補正予算のうち、教育施設災害復旧費でございますが、2,850万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)文化財災害復旧事業でございますが、熊本地震で被災した阿蘇神社周辺整備の支援に要する経費を計上するものでございます。

以上、総額2,850万円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしく願います。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の3ページをお願いします。

平成29年度3月専決説明資料の債務負担行為補正の追加について御説明いたします。

東部支援学校(仮称)整備事業でございますが、平成31年度までの期間において、15億40

万円の債務負担行為を、知事の専決処分により設定させていただいたものでございます。

これは、不調、不落となっております東部支援学校の新築工事について、平成31年度竣工を目指して、早急に入札、契約を実施する必要があったため行ったものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の4ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書につきまして御説明いたします。

1段目でございます。

教職員住宅管理等事業費でございますが、これは、南熊本住宅の防水改修工事について、熊本地震の影響による復旧工事との調整により、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、1,004万6,815円を繰り越したものでございます。

続きまして、2段目でございます。

教育センター施設災害復旧費でございますが、これは、教育センターの施設改修工事につきまして、入札不調などにより年度内の執行が困難であったため、1億6,217万5,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

同じく、4ページの下段をお願いいたします。

教育災害復旧費の青少年教育施設災害復旧費ですが、これは平成28年6月の豪雨により崩落しました豊野少年自然の家の敷地内道路のり面復旧工事に係るものでございます。

繰り越しの理由の欄をごらんください。

工事に係る測量設計に時間を要しまして、年度内の執行が困難となったため、工事費5,100万円を繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

1段目の文化財保存整備事業費でございますが、これは、宇土城跡の保存整備費について、追加施工箇所に係る設計変更の不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、772万4,000円を繰り越したものでございます。

次に、2段目の美術館本館施設改修事業費でございますが、これは、美術館本館の施設改修に係る委託について、工事着手後の環境対策に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、307万872円を繰り越したものでございます。

次に、3段目の文化財災害復旧費でございますが、これは、国指定・県指定文化財、未指定文化財、合計32件の災害復旧について、施工箇所の増加、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、3億7,325万5,000円を繰り越したものでございます。

次に、4段目の文化財資料室施設災害復旧費でございますが、これは、南区にあります文化財資料室の災害復旧について、熊本地震の影響による入札不調により、年度内執行が困難となったため、1億2,289万4,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 おはようございます。施設課でございます。

説明資料の6ページ上段をお願いいたします。

1段目の実習船代船建造費でございますが、これは、実習船の船内配置の再検討、機関室の設計変更などに時間を要したことにより、年度内執行が困難となったため、6億6,421万6,000円を繰り越したものでございます。

次に、2段目の高等学校校舎新・増改築事業費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築工事の設計及び配置検討に日数を要したことにより、年度内執行が困難となり、1億5,778万4,000円を繰り越したものでございます。

なお、本熊工の実習棟改築工事、一昨日、工事の公告を行ったところでございます。来年度末の完成を目指しております。

次に、3段目の高等学校施設整備事業費ですが、これは、天草拓心高校本渡校舎食品加工実習室改修工事ほかにつきまして、合計21校、43件分でございますが、地震の影響による他の復旧工事との調整、それから入札不調等により、年度内執行が困難となったため、19億8,400万円を繰り越したものでございます。

次に、4段目の特別支援学校施設整備事業費でございますが、これは、盲学校管理棟トイレ改修工事ほかにつきまして、合計10校、11件分でございますが、地震の影響による他の復旧工事との調整により、年度内執行が困難となったため、4億4,600万円を繰り越したものでございます。

最後に、5段目の県立学校施設災害復旧費でございますが、これは、第二高校管理棟ほか改築工事ほかにつきまして、設計に日数を要したことにより、年度内執行が困難となったため、1億3,429万4,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の6ページ下段をお願いします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

高等学校再編・統合施設整備事業費でございますが、これは、南稜高校食品科学科実習棟改築工事及び旧水俣高校教室等解体工事について、工事内容等の精査に時間を要し、年度内執行が困難となったため、2億136万5,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の7ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

特別支援教育環境整備事業費でございますが、これは、東部支援学校(仮称)の新築工事の入札が不調、不落となり、年度内執行が困難となったため、9億2,477万9,200円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の8ページ上段をお願いします。

事故繰越繰越計算書について説明します。

文化財災害復旧費でございますが、これは、指定文化財2件の災害復旧について、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要し、平成29年度内執行が困難となったため、1,986万8,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の8ページ中段をお願いいたします。

事故繰越計算書でございます。

教育災害復旧費ですが、これは、松橋高校校長官舎ののり面工事が、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、これらの土木工事に不測の日数を要した関係で、宿舍の改修工事も29年度内執行が困難となったため、306万1,000円を繰り越したものでございます。

施設課は以上でございます。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料8ページ下段をお願いします。

事故繰越計算書について御説明いたします。

県営体育施設災害復旧費でございますが、これは、熊本県総合射撃場と県立総合体育館の設計委託について、熊本地震の影響により施工業者の人員確保ができず、施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、734万1,200円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

第11号議案として、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

これは、熊本県立学校条例第2条の表に、熊本県立熊本はばたき高等支援学校を加えるものです。

説明資料の10ページをお願いします。

現在整備を進めております仮称東部支援学校を、(1)のとおり、熊本県立熊本はばたき高等支援学校として正式に新設することに伴い、条例改正を行うものです。

また、生徒募集等の開校に必要な準備を行うため、(2)のとおり、8月1日からの施行としております。

なお、この校名は、公募の上、外部関係者を交えた校名検討委員会で絞り込み、最終的に県教育委員会において校名案を決定しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

第27号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

11ページに記載しております2人の債務者らに対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において承認をお願いするものでございます。

説明資料の12ページをお願いします。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から、債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものです。

2の専決処分の理由の前段にありますように、支払い督促に対し、2人の債務者から異議の申し立てがなされました。

異議の申し立てがなされた場合、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、相手方は、長期間にわたり、一切文書催告や電話催告に応じない方であるため、裁判に出廷いただくことで、裁判後に話し合いを行うことが可能となり、ほとんどの場合、その後の分割納付につながっております。

続いて、13ページの第28号議案及び16ページの第29号議案も同様の事案であり、3議案合わせて10人の債務者から異議の申し立てがあり、訴訟に移行したものでございます。

なお、同様の内容の議案が複数に分かれておりますのは、それぞれの訴えの提起の時期が異なるためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

報告第16号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

くまもと家庭教育支援条例第11条に基づき、今年度の家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、報告するものです。

18ページから23ページにかけ、今年度の関係各課の取り組み及び予算額を一覧にしております。

資料の24ページをお願いいたします。表題が条例等議案関係と書かれたところです。

取り組みの主な内容につきまして、平成29年度の取り組みと成果も含め、御説明申し上げます。一番上の議案番号の記載がある四角

枠囲みの下をごらんください。

まず、推進体制ですが、条例施行後に、くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、関係各課で、年2回、連携、協力に向けた会議を行っております。

その下、平成29年度の主な取り組みと成果について御説明いたします。

昨年度は、5部局17課で74の施策に取り組みました。

(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供につきましては、太字のところですが、社会教育課において、「親の学び」講座を県内2,197カ所で開催し、7万8,489人が参加、保護者への学習機会や情報の提供に取り組みました。

(2)の親になるための学びの推進につきましては、まもなく大人になる高校生や中学生に向けて、大人になったときに、また、親になったときという視点を盛り込んだ、自立を育むコミュニケーションプログラム、「親の学び」次世代編を、中学校26校、高等学校14校で実施しました。また、平成30年度から活用するため、次世代編の続編プログラムを作成しております。

(3)の人材養成につきましては、義務教育課において、幼児教育アドバイザーを県内の認定こども園等に年間33回派遣し、教育、保育の内容等について指導、助言を行い、幼児教育の資の向上を図りました。

次に、25ページ(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進でございますが、社会教育課において、地域未来塾、これは経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な生徒への学習機会を提供する事業ですが、25市町村の58小中学校で実施し、延べ3万5,000人が参加し、学習支援を行いました。

(5)の相談体制の整備及び充実につきましては、ひとり親家庭等の相談を子ども家庭福祉課で、また、幼児及び児童生徒の子育て等

の諸問題に対する相談等を県立教育センターで、少年相談「肥後っ子テレホン」事業を少年課で行うなど、相談窓口を広げて取り組んでおります。

(6)の広報及び啓発につきましては、くまもと家庭教育推進フォーラムを開催し、家庭教育功労者及び優良団体の表彰を行う等、条例の周知と家庭教育支援の意気の高揚を図りました。

次に、その下の四角枠囲み内をごらんください。

それぞれの施策を推進する中で、課題も明らかになってまいりました。

1つ目と2つ目の丸ですが、就学前の乳幼児の保護者、それと高校生、中学生を対象とした親の学びプログラムの活用については、少しずつ普及が進んできていますが、小中学生の保護者等に比べまして、講座の実施率が低く、親の学びの周知や効果等の理解が十分ではないと考えられます。

また、3つ目の丸、広報及び啓発につきましては、ポスターの掲示やチラシ等の配布等、既存の方法で少しずつ幅を広げながら行っておりますが、さらに工夫する必要があるということでございます。

これらの課題も踏まえまして、あけていただいて26ページ、平成30年度の施策について御報告します。

(1)、(2)の親の学びにつきましては、(1)が、特に就学前段階の保護者を、(2)が、高校生、中学生をそれぞれ対象とした親の学び講座の充実に取り組んでまいります。

特に、課題を踏まえた本年度の取り組みとしましては、(1)の枠囲みの中ですが、県内各地の幼稚園、保育所等に親の学び推進園を設置し、さらなる啓発に取り組んだり、(2)の枠囲みのところですが、高校生、中学生に対しては、既存のプログラムを拡充した「親の学び」次世代編を作成しましたので、学校の教科等での活用もできることを周知してい

くこととしております。

(3)の人材養成につきましては、保育団体等と連携して、保育士等職員に対する研修を充実するとともに、(4)家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、ひとり親家庭等の子供たちに、学びの場や安らぎの場所を確保、提供する地域の学習教室を実施したり、学校等警察連絡協議会を通じた情報共有等に取り組んでまいります。

27ページの(5)相談体制の整備及び充実、(6)の広報、啓発につきましても、各課連携しながら、より効果的な取り組みを行ってまいります。

特に(6)の広報、啓発の枠囲みのところですが、課題を踏まえた本年度の取り組みといたしましては、人口が多い地域や条例認知率の低い地域に重点を置いた広報や、各種イベント等を通じた啓発、テレビ、ラジオ等のメディアのさらなる活用など、工夫して取り組んでまいります。

以上のとおり、今年度も、関係課と連携、協力して家庭教育支援の推進に取り組んでまいります。

なお、28ページからは、平成29年度の取り組みの詳細を、3枚おめくりいただいて35ページからは、平成30年度の取り組みの詳細を記載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 平良参事官、ずっと説明された中で、1ページが——議案ページ数が36で、大津警察署ほか1カ所、この1カ所はどこですか。

○平良会計課長 1カ所は、これは旧七城駐在所の解体工事です。

○小杉直委員 そうすると、2ページの58番の熊本東警察署ほか1カ所、水前寺公園交番のことですか。

○平良会計課長 こちらが、あと1カ所は新七城駐在所の新築工事のほうになります。

○小杉直委員 さっき、解体の後の新七城駐在所。

○平良会計課長 はい。

○小杉直委員 わかりました。  
そうすると、熊川参事官にお尋ね、ようございますか。

○熊川首席監察官 はい。

○小杉直委員 5ページの専決処分の報告について、5月末現在で事故報告が、前年対比でマイナス11件というふうに報告がありましたが、そのマイナスになった要因とか取り組みは、どういうとがあったんですかね。

○熊川首席監察官 監察課です。

今回、5月末でマイナス11件ということでございますけれども、どうしても防げない事故あたりもこれまで発生してきたということで、各種の対策を進めております。技能の向上、それから意識啓発、そしてハード面でバックモニターとか、そういうのを導入したというようなことで、そういう効果が出ている

かどうか、ちょっと分析まではできておりませんが、今回、11件減ったというような結果だろうと考えております。

○小杉直委員 なら、いろいろ取り組んだ効果が、そういうふうなマイナス11件につながったということですが、引き続きひとつよろしく頑張ってください。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに警察本部に係る質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 5ページの専決処分についてちょっと確認なんですけど、先ほどの御説明では、前年度よりも事故は減っているというお話だったですね。ただ、これを見ても、5番以外は10、0、いわゆる相手車両に衝突したもの、追突したものということなので、相手方のとまっている車にぶつかっているという感じなんですかね。

○熊川首席監察官 事故の内容を見ますと、確かに、御指摘のように、いただけない事故が結構ございまして、10、0というような、警察側に全部責任あるような、いわゆるとまっているところにぶつかるという事故も発生をしております。こういったところは、しっかり防止していきたいということでございます。

○前田憲秀委員 基本的に、緊急車両は、助手席にも同乗されてというイメージがあるんですけども、緊急事態ですので、さまざまとっさのあれはあると思うんですけども、全体的に言えることは、やっぱり若い方はあんまり今車の免許はとらないという傾向にもあるし、その職務期間中にどうなのかはわからないですけども、運転技術というのは、以前と比べてやはり低下している傾向に

あるのではないかなという想像はできるもの  
ですから、そこら辺もしっかり、常に訓練と  
いう意味合いが当たるのかどうかわかりませ  
んけれども、なるだけ事故はないほうがいい  
と思いますから、相手方がありますので。し  
っかり気をつけていただければと思います。  
要望で終わります。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありません  
か。

○山本秀久委員 ちょっとお尋ねすること  
は、今、地域で高齢者の方々が、免許の問題  
で大変困っている問題が1つあるわけです  
よ。それは何かと、過疎地域、特に田舎の地  
域においては、病院に行くのに、免許を取り  
上げられとるものだから。だから、警察とし  
ては、その地域の現状を踏まえながら、地域  
の警察と地域の町村とよくその認識を改めて  
していただくならば、大変解決も早いんじや  
ないかと思うんですよ。

だから、町なんかと、警察がありますね。  
だから、そういう警察署の立場から、町村に  
そういう現状を説明しながら、事故でも起こ  
されたら大変だからということで何か手を打  
っていただくなら、警察と町村がよく話をし  
てもらおうと解決する面もたくさんあると思  
いますので、そういう点よく検討していただ  
くわけにいきませんか。

○古庄交通部長 交通部でございます。

最近、高齢者の運転者対策といたしまし  
て、運転免許証の自主返納を勧めておりま  
す。その関係で、日ごろこれまで運転されて  
いた方が、移動の手段がなくなったというこ  
とで、自治体等にも働きかけまして、補助等  
をしていただいて、いろんな形で支援をいた  
だいているところでございます。

そのほかにも、バス事業者とあと電車等の  
運賃の割り引きとか、あと安全協会に対し

しては、運転経歴証明書の交付手数料の御負  
担とか、あとタクシー業界につきましては、  
運賃の割り引きとか、あと高齢者の方です  
ので、温泉利用等もございますので、そうい  
う割り引きとかいう形で、各警察署とも連携  
をとりながら取り組んでいるところでござい  
ます。

○山本秀久委員 そういうのもありがたいん  
ですけれども、なかなか波及効果が出てい  
るところと出てないところと差があるわけ  
ですよ。特に、山手の多いところなんかは、不  
便な場所なものですから、わざわざそこまで  
来てくれる状態がないという現状がありま  
すので、よくその実態を把握されて、でき  
るだけ手を尽くしてやっていただきたいと思  
います。よろしくお願いします。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませ  
んか。——なければ、これで警察本部に係  
る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はあり  
ませんか。

○鎌田聡委員 教育長の説明で、最近のこ  
の教職員の不祥事の話がございました。非常  
事態ということでは言われませんでしたけれ  
ども、非常  
というか、異常事態じゃないかなと私も思  
いますけれども、こういう状況を受けて——  
全部このやられている中身が、やっぱり子  
供たちにやってはいけないよというような中  
身をやっているわけでありますから、この非  
常事態を受けて、教育長として、教育委員  
会としてどのような対応をとられるのか、御  
説明いただきたいと思

○手島学校人事課長 学校人事課長でござ  
います。

今般、先ほど教育長のほうからも御説明  
がありましたとおり、今年度に入りまして不祥

事が続いておりますことを、深くおわび申し上げます。

教育委員会としましては、教職員一人一人に、この事態を自分のことと、他山の石として受けとめていただくように、教育長みずからの声をメッセージとして発出させていただきました。

これを、各教育委員会や義務教育学校については、教育委員会を通じて、県立学校においては、各校長を通じて、一人一人の教員に手交していただくと。ただ渡すだけではなくて、その際に、校長みずから指導していただくということをお願いしております。

また、あわせて、平成22年につくりました研修資料がございます。こちらを使った研修を、ぜひ至急取り組んでいただくことをお願いしておりますが、この研修資料の特徴でございますが、過去に不祥事を起こした職員の反省の声、また、一つ一つの事案を、どういうふうの問題があるのか、これに対してどう対応すべきなのかを、教員一人一人がそこで検討し、みずからのこととして受けとめ、考えるというような研修資料になっております。

また、これにつきましては、平成22年につくったということで、その後いろいろ状況も変わっておりますので、少し手直しもした上でやりたいと思っておりますが、まずはこの資料を使って研修をやっていただくということを、各学校のほうに指示をしたところでございます。

○鎌田聡委員 一人一人にもう一回そういったことの自覚を促すということと研修をやるということは、これはしなければならないこと自体が非常に情けない話でありまして、やはりそういうことはこれまでも——私も議会で何回か申し上げたこともあるんですけども、やっぱりこういうことがあるたびに対応されてきていると思っておりますけれども、要は、

やはり——もちろん、それぞれがやってはいけないということを自覚することとあわせて、やっぱり学校でこういった先生の、わからないようにやられていたと思っておりますけれども、ただ、誰もわからなかったのか、生徒もわからなかったのか、そういった声が出にくい環境がもしかすると学校にあるんじゃないかなというところも考えられるわけでありますから、日ごろのやっぱり先生たち同士のコミュニケーション、そして生徒たちとのそういった意見交換というか、そういった場の提供とか、保護者との話し合いとか、PTA会費とか学校徴収金の話もありますので、そういったことで、それができにくい、誰もそういうことをさせない環境づくりをやっぱりすべきじゃないかなと。一人一人徹底するのは、それはもちろんやっていただくこととあわせて、学校単位とか、そういったところで、今一度ここを、環境づくりをやるべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

教職員に関しましては、毎年、期首面談等を含めまして、育成指導ということで面談を複数回行っております。その中で、校長等の管理者が一人一人の教員と話す中で、いろいろな悩み事、また、ふだんの行動等を観察する中で、ふだんと違うような状況があるのかなのか、その辺をしっかりと把握、努めていきたいと思っております。

また、それだけではなくて、先ほど委員おっしゃったとおり、風通しのいい職場づくり、こういったことをするように、校長会等も通じて、各校長等を含めた管理者に対して指導してまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員 今言われたように、風通しがよければ、少しでも未然に何か防げるような、おかしいなということをやっぴりみんな

で誰かに相談できるような環境があれば、もしかするととめられる話もあるかもしれませんが、ぜひ、一人一人に徹底することとあわせて、そういった環境づくりもやっていただくように要望しておきます。

○山本秀久委員 今の鎌田委員に関連してですけれども、一応、小学校、中学校、高校という段階で違うんだから、教育の仕方が。話し方が違う。そういうことを連携しとらぬところがあるものだから、だから、小学校のときいろいろ言ったから中学校はいいだろうとか、中学校で言うたから高校はいいだろう、そういう流れがとまってしまっているわけですよ。

だから、やっぱり小学校の段階から、教職員の立場かな、自分の置かれている立場というものを認識させる教育が必要じゃないの。私、そう思うんだ。小学校とか、問題が起きない、中学校になると、生徒がそれだけ成長しているわけだから、その段階が違うんだから、その段階を区別して教育しなきゃならぬんじゃないかなと私はいつも思うんだけど、その段階を踏みきらぬ教職員がおるんじゃないかと。

また、さっき風通しがいいというのは、小学校の教員、中学校の教員、高校の教員というのは違うんだから、その風の向き、風の流れというのをわかってもらわぬと、教育というのはうまくいかぬとじゃないのかな。そういうことだ。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

熊本県教育委員会では、教職員の研修につきまして、段階を追った育ちを意識して、それぞれ、例えば初任、5年目、10年目において教職員の意識改革、こういったものを重点的に研修に取り組んでおります。

その中で、セルフマネジメント、いわゆる

不祥事防止の研修を重点的に取り入れて、段階的に——1回で終わるのではなくて、教職員の育ちに応じた研修の中で、繰り返し繰り返しその辺を研修させていくことを考えております。

○山本秀久委員 今、そういう状態の中で、大体小学校のときの教職員の皆さんが指導している場合と——相手は成長してきよるわけだから、だから、そのままの感覚でなくて、成長に即応した物のやり方をやっていかぬと、教職員もいかぬとじゃないかなと、そういう感覚なんです。その違いが、どうしても認識が薄いような感じがしてならないんだ、私たちは。

小学校のときの教育、小学生も、だんだん1年、2年するうちに成長しよるわけ。教職員も、それに付随した成長の伴いを持つとかんとおかしくなっていくんだから。そこに問題が生じてくるんじゃないかなと私は感じてならないんだ。

我々小さいときには、よく考える、中学生になったら考える人間になれとか、そういう指導、そして、人の思いやりの精神はそういうところから生まれてくるんだと、考えるものを、まず考える人間になってみると、そうすると人の情け等々がわかってくるというような指導がありよったけど。だから、そうやって段階によって教育者も段階を踏んでもらいたいというのが要望でございます。

以上です。

○前田憲秀委員 その他でかなとも思っていたんですけども、今議題になったので、私からもお尋ねをしたいんですけども、今学校人事課さんのほうから研修というお話がありました。

私も、その充実というか、見直しが必要なんじゃないかなと思うんですけども、10日ほど前に、県立教員採用の志願倍率という報

告書というか、データをいただきました。

で、事前にちょっとお尋ねをしたんですけども、特にそこで私が気になったのが、小学校の先生の倍率が、31年は2.3倍という数字でした。前回、私は、県警本部のほうで3倍を下回るとみたいな話をしたんですけども、その3倍というのが、基準がどうかはわからないんですけども、平成24年は、小学校11.1倍と聞いています。もう確実に減っているわけですね。

その志願する方々が、程度が低いとかレベルが低いとかいうことじゃないんですけども、やっぱり倍率が低い中で採用された方には、やっぱりいろんな、県庁職員、一般職員もそうだと思うんですけども、何らかの研修は必ずやっぱり必要じゃないのかなと思うんですね。

今言われた——平成22年ですか、のマニュアルということなんですけれども、どうなのかなと。抜本的にやっぱりそこはきちんと早急に考えないといけないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺はどんなですか、研修に関して。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

先ほど御紹介しました研修資料につきましては、これは、いわゆる不祥事防止の研修のテキストでございます。平成22年当時、やはり今回のように不祥事が続いたということで、専門家の先生方に、一応、この研修資料をつくっていただいたところでございます。

それとは別に、教職員全体の研修体系につきましては、熊本県の教職員像というものを中心に、それぞれの育ちに応じた研修を、カリキュラムをつくっているところでございます。

例えば、熊本県の教職員像を踏まえたところで求められる資質またはその能力というものを、それぞれの教職員の育ちの中で、何を

学ぶべきか、何を習得すべきかというところを捉えたところで、それに合わせた効果的な研修を、教育センターを中心に取り組んでいるところでございます。

また、委員のほうからも御指摘がありましたとおり、採用数がなかなか最近伸び悩んでいる状況もあります。これは、私どもだけではなく、全国的な状況にあります。ただ、入ってくる若い教員たちは、非常に意欲を持って、また、高い能力を持っている教職員が多うございます。彼らを、ぜひ、今後の熊本県の中心になって活躍できるように、私たちも力を込めて指導、また、研修を続けていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○前田憲秀委員 ぜひそうしていただきたいと思ひます。

先ほど山本委員が言われた、私が物すごくやっぱり小中学校、学生時代の教えというか、先生に言われて心に残っているのは、けじめをつけなさいと、人に迷惑をかけないというのは、今でもずっとやっぱり残っています。そういう環境が今どうなのかなとも思うし、先生方は、今本当地元でも、土日にもいろんな地域行事にも参加して、昔にはないさまざまな御苦労もあられるとは思ひますよ。でも、そんな中でも、やはり教え育む側の、教える側の代表として、しっかり先生方には頑張ってもらいたいという思いがあります。

倍率は低くなっても優秀、確かにそうだと思います。優秀だからこそ、よりやっぱり大事に伸ばしていく、そういった研修の充実というのは絶対必要じゃないかなと思いますので、そのことはしっかり心得てやっていただきたいと、強く要望させていただきます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありません

か。

○田代国広委員 私も監査委員をやっております。先般、菊池教育事務所と阿蘇教育事務所の監査に行きまして、所長さんといろいろ話したり、資料をもらったりしながら、驚いたのは、阿蘇も田舎ですけども、結構不登校とかいじめが多いんですね。特に、菊池も結構ありまして、数字を見てちょっとびっくりしたんですけども、これだけの方々が不登校とかいじめに遭っている。不登校は、恐らく人数は実態把握できていると思いますが、いじめの場合は、なかなか実態の把握も正確にいかないケースが考えられることからして、もっと実態は数がふえはしないかというようにも考えられたんですけども、非常にこういったものが、例えば、先ほど県北の高校生のみずから命を絶つような事件があったわけだと思うので、何とかして不登校とかを減らすとか、今、スクールカウンセラーですか、そういった方々が、それぞれ教育事務所に配置されて積極的に取り組んでおられますが、非常に実態として多いと。

不登校、いじめが多いということは、そういった悲劇につながる要素があるというふうに考えられるものですから、ぜひそういった点についてのよりきめ細かな実態調査をしていただいて、やっぱり手を差し伸べられるべきところにはきめ細かな手を差し伸べて、貴重な命ですから、もっといくようにしていただきたいと思いますが、実態の数字について、恐らく熊本県下の小中高校のいじめの実態とか不登校の実態については把握されていると思うので、その把握された数字に対する見解。

もう一つは、家庭教育支援条例というのが平成24年にできたところにあります。こういった条例をつくらなければならないこと自体が極めて嘆かわしいわけですが、この中で、「親の学び」プログラムの推進とあ

りまして、かなり実績が平成29年度上がったと、前年よりも——83%ですか、の方々が参加したと。

恐らく、この参加される親は、ある意味では親としての自覚なり認識なり、そういったものを持った方が参加されたと思うんですよ。問題は、残る17%、来なかった人ですね。そういった人たちの追跡調査というか、実態を、私はするのがこの「親の学び」プログラムの効果を上げるのに必要ではないかというふうに思うんですけども、そういった点どう思っておられますか。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、いじめ、不登校の数でございますけれども、不登校につきましては、平成28年度、県下小中、熊本市も含めてですが、1,785名です。平成29年度分は、現在集計中であります。見込みとしましては、さらに100名ほどふえているんじゃないかなというふうに思っております。

いじめに関しましては、昨年度、心のアンケートを12月にとった数でいきますと、今の学年になっていじめられたという数ですが、熊本市をこれは除いた数になりますけれども、大体1,200ほど数が上がっております。

その対応ですけども、不登校につきましては、年々ふえている状況にあります。そこで、本年度はスクールカウンセラー等もふやしております。これまでの実態が、不登校の子供たちへの対応はできておりましたけれども、不登校傾向の子供たちへの対応が十分でない部分もありましたものですから、そちらのほうへの対応もやっていくということで、小中学校で言いますと、115校、そして10の教育事務所、合わせまして125カ所に67名のスクールカウンセラーを配置しております。

スクールソーシャルワーカーにつきまして

は、これは10の教育事務所と3つの中学校、拠点校の13カ所に21人のスクールソーシャルワーカーを本年度配置しております。

いじめにつきましては、各学校でそれぞれ把握しまして、その後、その子への対応、組織的な対応をしまして、5月20日現在で、いじめへの取り組み中というところで、9件現在取り組んでいるところであります。これは、いじめはやんでおりますけれども、その後、経過を観察しているという状況が9件報告されております。

小中学校は以上です。

○田代国広委員 今の報告では——もうちょっとあったね。もう1つの質問。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

家庭教育支援の関係でございますけれども、まさに委員がおっしゃるとおり、やはりこの親の学びの講座に足を運ばない家庭、これが一番どうするかというのが大変だということは、一番認識しております。

このために、PTAとか、そういう各団体や学校の学校懇談会等を通して、この「親の学び」プログラムとか家庭教育支援のことを知らない方々、そういう家庭に対しまして、しっかり周知するように努めているところでございます。

そういう形で、少しでも来ていただいた上で、実際、「親の学び」プログラムを受けた方の感想を聞きますと、やっぱり受けてみて非常によかったとか、同じような悩みを持っている家庭がほかにもあるんだということがわかったとか、そういうような感想をいただいておりますので、できるだけこういうのに参加されていない方に対しても、しっかり周知してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○田代国広委員 さっきのいじめと不登校ですけれども、いじめの場合は熊本市が入っていないということですが、不登校といじめの数が、不登校のほうが多くはないですかね、いじめの実態の数字よりも。

となると、他に不登校の意味があるということですよ。家庭の環境とかいろいろ、学校の現場じゃなくして。そういった内容というか、実態というか、原因というか、そういったものを把握し、究明しなければ、対策がとれないんじゃないですか。

例えば、その親の学びですか、非常にいい政策だと思いますよ。ですから、せっかくこういった親の学びをやるわけですから、83%が参加するならば、それを今後の対策に生かさないかぬ。

だから、ここに来なかった人と不登校の関係とか、意味の関係とか、こういったものをせっかくやるわけですから、いろんな角度から議論して、そして政策的に生かして、教育の現場で効果が出るようにしてもらいたいと思うし、そういった考えでやれば、この「親の学び」プログラムというのは私は非常にいいアイデアだと思うし、ぜひこれを有効に活用して、子供たちのそういった悩みを少しでも理解できるような、というふうに生かしていただければと思うんですけれども、どうですか、教育長。

○宮尾教育長 いろんな厳しい御意見、また適切な御助言をありがとうございます。

不登校の問題も、やっぱり一言では言えない、例えば嫌なことがあったとかいじめがあったというだけではなく、やはり調査をいたしますと、理由がはっきりわからないというものが非常に多うございます。そういった意味では、いろんな背景があるんだろうと思います。もちろん、学校の問題もあるんだと思いますが、家庭の問題、その他いろんな背景

があるところが、非常にこの不登校の問題、難しいところがあるなどというふうに、非常に重く受けとめております。

私ども、もちろんいじめに対しても、未然防止、それから、もしもそれがわかったときにはということ、全力を挙げて対応しているところです。不登校も、もちろんならないようにと全力を挙げてやっているところではありますけれども、やはり非常に今の社会の複雑さの問題もございまして、家庭の教育力という課題もありまして、非常に正直言って悩みは深くございます。それは率直なところでございます。

ただ、やはりここは、学校あるいは教員あるいは地域の御協力をいただきながら、一丸となって、それは本当に心を尽くして努力していくという思いでございます。

家庭教育支援条例の取り組みにつきましても、やはり取り組みには、おいでいただけない方々への限界がございまして。そこにどう届くことが伝えられるかというのは、引き続き課題として一生懸命やっていきたいと思っております。

それから、山本委員、前田委員からも、適切な御助言、また、厳しい御意見をありがとうございました。教員に段階ごとの学びが必要だと、子供たちの成長と合わせて、同時に段階的な学びが必要だというのは、まさにおっしゃるとおりだと思っております。

今回、全職員に出しましたメッセージにも、原点に戻ろうと、教員を目指そうと思ったときの気持ちを思い出してほしいと、あるいは初めて先生と言われたときのことを思い出してほしいというところで、常にやはりそういうことを振り返りながら、謙虚な気持ちで毎日毎日取り組むことが大事ななというふうに思っております。

あわせて、風通しのいいという話もあるっておりますけれども、やっぱり校長以下——だから、私は、いつも、言葉は悪いんで

すけれども、雑談がしやすい職場づくりをしましょうと。なかなか雑談ができぬような、忙しくてというところはあるんですけれども、やはりそういう何げない会話の中で教職員の変化にも気づくことがありますし、子供たちの変化にも気づくことがありますので、そういった意味では、教員のみならず、給食だったり、事務の方だったりとか、全てがそういう形で、みんなでアンテナを張る、心のアンテナを高く持とうということと呼びかけております。

まだまだ現実的には厳しいところがございますが、今後とも一丸となって努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続き御指導をお願いしたいと思っております。

○田代国広委員 道徳を教科化せなんような時代ですから、本当に学校の現場は大変だと思いますよ。私たちが子供のころは、家庭も地域も道徳観であふれていたわけですよ。ですから、教育の現場で道徳なんかする必要もなかったし、愛のむちもいっぱい打っていました。しかし、今は、もうその愛のむちも暴力とかになってくるようで、非常に学校の現場は難しいと思いますね。

ですから、家庭も、家庭崩壊という言葉が出てきましたし、飽食の時代も出てきましたし、昔と全然違ってきたわけですから、本当に現場は難しいと思っておりますけれども、やっぱり地域も家庭も教育現場も一つになって、これから先、本当に子供は宝ですから、親にとっても、地域にとっても、社会にとっても。それだけに、みんなでやっぱり見守ったり、指摘したりしていかなければいけないんですけれども、我々、やっぱり悪こつしとると、隣のおやじから打たれたりしよったですもんね、子供のときは。今はそういったことはありませんし、本当に環境が変わったのでやりにくいと思っておりますけれども、非常に極めて大事な、国の根幹にかかわる仕事を教育の現場

は担っているんだという強い志を持って、大変ですけれども、これから先も頑張ってくださいようお願いしておきます。

以上です。

○小杉直委員 今、いろいろ質問、答弁のあったことに関しますけれども、この教育長の説明事項について御質問いたします。

まず1つが、県立高校の教諭が児童福祉法違反ということですが、これは独身の先生ですか、それとも世帯持ちの先生ですか。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

まだ捜査中の段階でございますので、詳しいお話はできませんが、また時期が来れば御説明していきたいと思っております。

○小杉直委員 独身か世帯持ちか答えられぬというとはおかしじゃなか。

○手島学校人事課長 失礼しました。学校人事課でございます。

家庭を持っております。

○小杉直委員 大体、本末転倒なんですよ。生徒、子供ば教育する立場の先生に、教育委員会等が指導せなんというとは、本末転倒ですね。

まず、警察官とか教職員は聖職ですから、さっき教育長が、新規採用を受けたときの初心に返れというお話がありました、まあ基本的な聖職という信念を持つとるかどうかです。それからまた、適性、素質があるかどうかです。教育せなん者を教育すること自体が本末転倒で、これはおかしいわけですが、この3件、児童福祉法違反とか、学校徴収金の横領とか、PTA会費の流用の疑い等々、これは非常事態と書いてありますが、学校とか教育委員会が先生を指導す

るといふことと別個に、家庭でその先生たちは問題がないのか、それもポイントですもんね。だけん、それはやっぱり同時に、把握しとんなはるかもしれぬばってんが、そこまで把握していただいたがよかろうと思います。

あつたことは仕方がないけんですね。教育委員会とか学校が頭下げよんなはるですばってん、これは要は本人の自覚の問題ですかね。自覚の問題ですから、もう後は信賞必罰でばちっと決めていかれた方がいいと思うですよ。

それからもう1つ、本当に県立高校の女子生徒さんがみずから命を絶ったという問題は、心からお悔やみを申し上げる次第でございますけれども、第三者委員会を立ち上げるというふうなことをおっしゃいましたけれども、これはどういう方たちの調査委員会ですか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

昨日、第三者の調査委員会を開催させていただきました。これは、いじめ防止対策審議会の委員さん方が第三者の委員になっておられます。全て専門家の方々でございます、医師、弁護士、それから民生委員の代表の方等6名で構成されておまして、昨日、第1回の委員会を開かせていただきました。

○小杉直委員 そうしますと、その委員会の委員の皆さんは、どういうふうな具体的に調査をされるんですか、方法論として。

○那須高校教育課長 高校教育課です。

昨日、まず第1回目でございますので、まず日程的なスケジュールのお話、それから、最初に生徒等にアンケート調査を審議会名でさせていただく、それをもとに今度は聞き取り調査を始めます。これは、生徒、それから関係者、それと遺族の方々にも聞き取り

が必要になってくる場合もございますので、それで聞き取りを行った後、その後、いじめとの因果関係、あったことに対する因果関係、それから、その背景等について、委員の方で審議をしていただくということで計画を立てております。

○小杉直委員 これは新聞で拝見したんですが、この高校に以前にアンケート調査したときには、いじめはあっていないというふうな回答がほとんどだったということですが、その点いかがですか。

○那須高校教育課長 学校のほうから、基本調査というのを出して報告していただきました。その中では、いじめの疑いがある発言があったというふうなところについての報告は上がってございますので、ここについては、審議会のほうで、そこも確認、精査をしながら——失礼しました。心のアンケートは、学校のほうでも回数を重ねてとってございます。そこの結果については、なかったと、その報告をとった段階ではなかったというふうに聞いております。

○小杉直委員 今答弁いただいたんですが、アンケート調査では、基本的にはなかったということでしょう。今度、委員会の先生たちが調査される、生徒さんに尋ねたり、先生に尋ねたりして、それは真相解明されるわけですが、なかなかこれはやっぱり真相解明は難しいと思うですよ。

しかし、それは、その困難性を乗り越えて真相を把握していただかんといかぬわけですが、その中の一つのポイントが、遺書を書いておられたと、その中に、いじめがあったような中身があるというふうなことを報道で見えておりますが、その遺書について、学校なり、教育委員会なり、見せていただいておりますか。

○那須高校教育課長 遺書につきましては、学校が基本調査を進める上で非常に重要な資料というふうに考えておりましたので、校長が御遺族の方に対しまして遺書を見せていただくようお願いしましたが、見せていただけませんでした。その後、教育委員会としても、見せていただけないものかというふうに御相談させていただいたんですけども、見せていただくことができませんでした。

御遺族の方からは、第三者委員会が立ち上がったなら、その場で提供することはできるというふうにおっしゃられまして、6月21日、昨日、審議会がございましたが、その前日に審議会の会長と会長の代理の方が御遺族のほうに御面会されまして、そこでは会長のほうに見せていただいたというふうなことは聞いております。その後、審議会のほうにも御提示いただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 その中身は別として、その会長さんが拝見されて、それについての関連する説明は、教育委員会か学校側にありましたかね。

○那須高校教育課長 会長からは、まだ御遺族の方に御了解を得ていないということ、まだ私たちも承っていないところでございます、その内容につきましては。

○小杉直委員 わかりました。

やっぱり御遺族の同意がもちろん要るし、協力が要るわけですが、やっぱり調査する中で、その遺書を拝見させていただくということは大事な事実解明のポイントじゃなかろうかと思っておりますので、御遺族の意向を尊重しながら、そういう方向にもしっかり取り組んで

いただきますように要望しておきます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第11号、第27号から第29号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

担当課長から報告をお願いします。

岡村文化課長。

○岡村文化課長 文化課でございます。

別冊の説明資料、その他報告事項をごらんください。

A3の紙になっております。1ページ、2ページの創造的復興に向けた重点10項目につ

いて御報告いたします。

熊本地震からの復旧、復興を、一日も早く、また確実に進めていくために、復旧・復興プランにおいてロードマップを示し、重点的に取り組む10項目の進捗を管理することで、復興全体の加速化を目指しております。

今回、平成31年度末の到達イメージに至る各項目の現時点、5月末時点での工程を、一覧表として各部局で整理しました。

蒲島県政3期目における熊本地震からの復旧、復興の進捗状況を俯瞰する形でお示しする目的で、他の委員会でも御報告しており、教育警察常任委員会でも、この一覧表を御報告するものです。

教育警察常任委員会に関連する項目である1枚目、1ページの上から4段目、④熊本城の復旧について御説明させていただきます。

枠内の1行目、赤字で書いておりますが、平成29年度末に熊本城復旧基本計画が、県、国交省、文科省との連携のもと、熊本市において策定されました。

次に、その下2行目、天守閣復旧工事関係ですが、平成31年度、2019年秋の国際スポーツ大会開催時には、大天守の外観を復旧し、2021年春ごろには、天守閣全体の復旧が完了する予定です。

なお、復旧過程を観覧する見学通路の設置は、熊本市が、国際スポーツ大会を見据えて、できる限り早く整備できるよう努めるとしています。

重要文化財であるやぐらや石垣等の復旧工事については、約20年後の2038年に完了することとされています。

引き続き、熊本城の復旧を初め、復旧、復興全体を着実に、かつ、スピード感を持って進めていきたいと考えております。引き続き、委員の皆様への御理解と御指導をよろしくお願い申し上げます。

続いて、3ページをお願いいたします。

4月の常任委員会において、文化財基金に

についての御質問等がございましたので、今回、改めて熊本地震による被災文化財の復旧への取り組みについて御報告します。

まず、1、被災状況と被災文化財への支援の動きについてですが、左側に①被災状況を示しています。

下の表をごらんください。

熊本地震で数多くの文化財が被災しており、網かけ部分に記載のとおり、国、県の指定・登録文化財では、159件、23%が被災しています。

そうした状況を受け、右側②被災文化財への支援の動きに記載しているとおり、平成28年5月に、被災文化財の復旧の募金活動が本格化し、同年10月、この募金を財源とした被災文化財等復旧復興基金を県で設置しました。

基金の配分方針は、寄附者の意向の尊重、被災文化財民間所有者の痛みの最小化、未指定文化財も支援の3つで、この方針により、平成29年2月に基金による補助制度を創設しました。

なお、ことし3月末までの寄附の受納額は、37.9億円に上っております。

寄附を受け付ける際には、熊本城、熊本城以外、用途制限なしの区分で受け付けております。

③復旧の方向性としては、熊本城分については、熊本市と連携し、また、熊本城とその他文化財について、双方とも基金による補助制度で支援することとしていますが、詳しくは次ページで説明します。

4ページをごらんください。

この図にあるとおり、①から④の指定等文化財については、国、県、市町村による補助制度があり、その残り、所有者負担の2分の1を基金により補助することとしています。補助制度のない⑤国登録文化財の工事費と、⑥及び⑦未指定でも文化財としての価値ある文化財に対しては、所有者負担の最大3分の

2を基金により補助することとしています。

このように、県では、国や県・市町村指定文化財から、未指定でも価値のある歴史的建造物、動産文化財に至るまで、切れ目のない支援の枠組みを整備しています。これは、過去の震災でも例のない取り組みであり、文化庁等にも評価をいただいているところです。

5ページをお願いいたします。

現在の復旧状況です。

(1)の指定等文化財については、表の一番右下に記載のとおり、全体で47%の復旧が完了しています。

(2)未指定文化財についてですが、まず①歴史的建造物については、所有者宅を個別訪問し、支援制度の内容や工法を提示するといった技術的支援を実施してまいりました。その結果、所有者の保存意向が33%から82%と増加しております。

次に、②の動産文化財についてです。

倒壊した建物の撤去等に伴い、滅失の危機にある動産文化財を救出し、応急措置を行い、所有者へ返却する事業を進めております。

救出した動産文化財を初め、文化財の価値から、将来市町村指定となり得る動産文化財については、さらに修復に対する補助を行っており、これまでに38点を選定し、復旧を進めています。

今後も、国、県の補助とともに、御寄附いただいた寄附者の思いに応えるよう、文化庁や市町村、関係団体と連携、協力して、熊本の歴史的価値のある文化財の早期復旧を着実に進めてまいります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

県立高校生徒の自死について御報告いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

5月17日木曜日に発生しました、県北の県立高校3年女子生徒がみずから命を絶つという事案の基本調査につきましては、6月15日金曜日に、当該校が御遺族へその最終報告を行いました。

報告の内容は、括弧の中に示してありますように、継続的ないじめの実態の確認はできなかったが、事案発生日の午前中の学校生活において、いじめの疑いがある発言があったという事実を確認した、その背景には、SNSにアップされた動画に係るトラブルがあった模様ということでした。

その後、県教育委員会に学校の基本調査報告が提出されましたので、下の枠囲みにありますとおり、熊本県いじめ防止対策審議会に本事案の調査について諮問をしました。

7ページをお願いいたします。

参考資料としまして、重大事態が起きたときの調査の進め方を示しています。

現時点では、中央付近にあります基本調査報告が終わり、詳細調査へ移行したところでございます。

県教育委員会としましては、今後とも、御遺族の意向を十分に考慮しながら、丁寧に対応を進めてまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。ありませんね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。

○小杉直委員 教育委員会にお尋ねばつてんが、大阪地震のときに、学校支援チームか何

かやんなはったんですかな。その概要をちょっと教えてください。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

翌日の6月19日火曜日の朝、4人の1隊を大阪のほうに派遣いたしました。到着が、同日の18時ごろに到着し、府の教育委員会の方と打ち合わせをしております。

翌20日水曜日から本日にかけて、被害の大きかった7つの市町村教育委員会のほうに回っていただき、学校のほうも6校訪問し、御支援をさせていただいております。

それから、各教育委員会のほうには、昨年12月にハンドブックというのをつくりまして、これを100冊持っていきまして、それぞれのところで、今後の生徒さんたちの心のケアとかがあれば御活用くださいということで説明をしてきております。

以上でございます。

○小杉直委員 それは、いろいろな課題の多い中で、そういうふうな御協力を派遣されたということは、先方の被災の学校関係者は大変助かったでしょう。御慰労申し上げます。

それからもう一丁、県警本部長と古庄交通部長に要望だけしときます。

この間、交通機動隊の競技大会を委員長と拝見しに行ったですたいね。ここ近年は、白バイ隊員の大きな事故があっていないということは承知しておりますが、あれだけのやっぱり小雨の中で厳しい訓練をされておるんだけれうなと感じたわけですが、引き続きしっかりした訓練を継続していただくように要望しときます。

それから、本部長に、この間、本部長の説明で熊本北合志警察署の開署式のお礼を。で、昔、どこ署て言いませんけれども、アートポリス構想等の発想で、非常に使い心地が

悪い、あるいは市民の皆さんからも不評の警察署と交番が幾つかあるわけですよ。しかし、先般の東警察署のたたずまい、今度の熊本北合志警察署のたたずまい、そう威厳をぐっと持っというわけじゃないけれども、やっぱり警察署らしい警察署と。善良な市民の方はすぐ行きやすい、悪い連中はなかなか行きにくいという、バランスのある警察署らしい警察署ですから、今後、阿蘇警察署とか上天草警察署を予定されていると聞いておりますので、引き続き、そういう方向でのひとつデザイン、プランをよろしくお願いしときます。

以上です。

○高木健次委員長 答弁は要りませんね。

○小杉直委員 ようございます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、教育委員会に、大阪地震の関係で。

御案内のとおり、ブロックが崩れて女子児童が不幸にもお亡くなりになられたということがございまして、熊本市のほうは、小中学校、点検をされているようではありますが、熊本市以外の学校と、そして、これは学校だけじゃなくて、通学路の危険箇所、こういったものもいま一度調査をして改善すべきじゃないかと思っておりますけれども、その状況を教えてください。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

まず、地震発生しました6月18日の翌日、6月19日に、まだ国からの通知は届いていない段階でございましたが、各県立学校、それから各市町村の教育委員会、こちらのほうに、現状をまず確認するような指示と、それから、県立学校については、現場をまず確

認、ブロック塀がどの程度あるか、それからどのような状況かというのをまず——熊本市と違いまして、建築士が現場にいないものですから、まずは事務職員で見てもらうようにしました。

それで、きのう、その結果がまとまって、県立学校につきましては、70校調査いたしました。うち、高等学校が53校でございます。特別支援学校が17校、合わせて70校ですね。そのうち、ブロック塀を有します学校、ブロック塀そのものがあるという学校が55校ございました。そのうち、見た目にもちょっと危ない感じ、傾きやひび割れ、こういったものの異常を確認できたものが15校、ブロック塀を有する学校55校のうち、15校にそういったブロック塀があるということがわかりました。

これに基づきまして、来週、今度は、当課にも建築士がおりますので、建築士を含んだチームでさらに詳細な調査を、2次的な調査を行いたいというふうに考えております。

それから、各市町村立の小中学校につきましては、こちらは、設置者、市町村の教育委員会が責任を持って見るということで、追って20日にも国の通知が来ましたので、そちらを伝えて、県と同様の調査を行って対応に臨むように通知をしているところです。

その当面の緊急点検的な確認につきましては、数日のうちに県教育委員会でも取りまとめたいというふうに考えております。

以上です。

○鎌田聡委員 じゃあ、市町村立は、まだ結果は出ていないんですね。今やっている最中ということですか。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

熊本市を除く44市町村については、依頼中でございます。もう終わっているところもあるかと思いますが、まだ結果については、今

調査中でございます。

○鎌田聡委員 多分また危ない箇所がある可能性もありますので、しっかりと対応していただきたいと思えますし、県立校については、15校が危ないということ——危ないというのは、かなり老朽化ということですか。その建築基準を、何メートルか高くしたらだめとかいう、その危ないの意味合いがどういう内容なんですか。

○猿渡施設課長 施設課です。

文部科学省等が示しました点検マニュアルに沿った、高さ2.2メートル以上でありますとか、その控え壁があるかないかとかいうまず前の段階での、とにかく現況をということ調査した関係で、実際に15校の内訳については、さっきも言いました、傾きとかひび割れとか、外観上、まあ普通の者が見たときにちょっと危ないと感じるものというものを上げているところでございます。

ですので、それ以上の建築基準法上に問題があるというようなものについては、今後の調査でさらにはっきりしてくると思っております。

○鎌田聡委員 じゃあ、15校以外にも、その建築基準法で照らすと、まだふえてくる可能性はあるということなんですよ。

○猿渡施設課長 はい。厳密には、鉄筋が入っているか入っていないとか、そういったものは、そういう計測器等で、機械を持って調べなきゃならないものもございますので、可能性としてはふえると思えますけれども、2.2メートルを超えるようなものについては、あんまりそんなに数はありませんので、外観上でわかるものについては、これ以上あんまりふえないんじゃないかなと思います。

○鎌田聡委員 その2.2メートルを超えるものが幾つあるんですか。

○猿渡施設課長 施設課です。

2.2メートルを超えるものについては、済みません、正確な数字はちょっとつかんでおりませんが、数カ所あるというふうに聞いております。

○鎌田聡委員 わかりました。

迅速に対応はしていただいていると思えますけれども、いつ何ときどうなるかわからないのが地震ですから、しっかりと、そういった危ない箇所の対策として、建築基準法で照らしてもだめなところは、しっかりと早急に改善、対応していただくように要望しております。

○小杉直委員 済みません、ちょっと補足説明、本部長に。

さっき、私が、ずっと以前にアートポリス構想で不人気な警察署、交番って言いましたね。それは、当時の警察の考え方じゃなくて、はやりばやりの好きな知事の強い要請だったかと。警察の人たちは、うわー、これはというような、予算ば持っとる強い知事部局、知事の要望だったけん、補足説明しときます。

○前田憲秀委員 済みません、先ほど鎌田委員が言われたこと、私も要望ですけれども、大阪の場合は、ここを通りなさいというところを通過して被害に遭ったんですよ。もう本当に痛ましい事故でありますので、国からの指示とかというのではなくて、本県として、絶対安全なんだというのをきちんと示していただきたいなと思います。

調査結果も、ぜひまとめて公表もしていただきたいし、きのうの新聞では、熊本市も、ブロック塀で29校対策が必要と。いろいろ聞

けば、そこは通学路ではないとか、さまざまあるみたいですので、しっかりそこは県としてきちんと、もう安全という宣言ができるまでやっていただきたいなというのを要望させていただきます。

続けていいですか。

○高木健次委員長 はい、どうぞ。

○前田憲秀委員 3月だったですか、事件があったのは。東京で児童虐待、もう本当に痛ましい事件がありました。いろいろ私も、前回の代表質問でも要望で児童虐待を取り上げたんですけれども、あの事件の経緯をずっと見てみると、香川から東京に引っ越して、品川の児童相談所が何回か訪ねたけれども、面談ができなかったと。

私的には、そのときに警視庁が何らかの形で連携をとって動くように児童相談所がすればよかったと思うんですけれども、本県では、連携は密にあっていると思うんですけれども、県警本部にお尋ねなんですけれども、その児童相談所との連絡協議会とか、どういう感じなんでしょうか、連携のやり方というのは。

○林生活安全部長 生活安全部でございます。

児童虐待に関する県、市との連携につきましては、現在、熊本市に警察官そのものを派遣して児童虐待の事案に対応させて、警察との連携を図っているということがございます。それと、県のほうには、警察官OBを採用していただいて、それとの連携を図っているというところでございます。

現在、県、市、それと県警、これで協定書の策定を進めておりまして、近いうちに協定書が確定をして、締結できるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、協議会を立ち上げておりまして、

児童虐待対応関係機関連絡会議というのを設置しております。これは、年に3回会議を行っております。これは、まさにきょうの午後から第1回目の会議を開くということで、今回は、各機関の代表者、警察の場合は少年課長等でございますけれども、そういう代表者が会合を開いて、今後の取り組みについて協議をするということでございます。

また、2回目、3回目以降では、立ち入りの拒否、そういったものがあつたときにどう対応するかということについて、ロールプレイング等を実施しながらスキルを上げていくということで協議会を進めております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

まさしくきょうが第1回目の連絡協議会ということで、個人情報だとか、さまざま守秘義務、いろんな難しい問題がある中での対応かと思っておりますので、ただ、一番守らなければならないのはやっぱり子供の命ではないのかなと思っておりますので、そこは本当にしっかりと充実した連絡協議会であってほしいということと、熊本でも絶対あつてはならないというところから、発信を県警本部からやっていただきたいなということを要望させていただきます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 ないようでしたら、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
教育警察常任委員会委員長